

八尾地域統合中学校設計・建設・維持管理・運営事業

入札説明書

平成 30 年 4 月

富山市

目 次

第 1 入札説明書等の位置づけ	1
第 2 事業の目的及び内容	2
1 事業の目的	2
2 事業名称	2
3 事業実施場所	2
4 事業概要	2
5 本施設の管理者の名称	2
6 事業の対象範囲	3
7 事業方式	3
8 事業期間	4
9 事業スケジュール（予定）	4
10 事業期間終了時の措置	4
11 事業者の収入	4
12 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	4
13 遵守すべき法制度等	5
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
1 入札参加者の構成等	8
2 業務実施企業の参加資格要件	8
3 入札参加者及び協力企業の制限	9
4 SPCの設立等	10
5 参加資格要件の確認基準日	11
6 入札参加者及び協力企業の変更	11
第 4 事業者募集等のスケジュール	12
第 5 入札手続等	13
1 担当窓口	13
2 入札に関する手続	13
3 入札参加に関する留意事項	15
4 入札予定価格	17
第 6 入札書類の審査	18
1 事業者選定委員会	18

2 審査方法	18
3 審査項目等	18
第7 提案に関する条件	19
1 立地条件等	19
2 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件	19
3 業務の委託	20
4 資金計画・事業収支計画に関する条件	20
5 本市の費用負担	20
6 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視	20
7 保険	21
8 サービスの対価	21
9 土地の使用	21
10 本市と事業者の責任分担	21
11 財務書類の提出	21
第8 契約に関する事項	21
1 契約手続き	21
2 契約の枠組み	22
3 契約金額	22
4 契約保証金	22
5 事業者の事業契約上の地位	22
第9 提出書類	23
第10 その他	25
1 事業の継続が困難となった場合の措置	25
2 金融機関と本市の協議（直接協定）	25

第1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、富山市（以下「本市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した八尾地域統合中学校設計・建設・維持管理・運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価落札方式による一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、富山市契約規則（平成 17 年規則第 37 号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する以下の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

事業契約書（案）：本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（仮契約書及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

要求水準書（添付資料を含む。）：本市が事業者に要求する具体的な設計、建設、維持管理、運営のサービス水準を示すもの

落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集及び作成要領：提案書の作成に使用する様式及び当該様式の作成要領を示すもの

基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

第2 事業の目的及び内容

1 事業の目的

本市の八尾地域には、八尾中学校と杉原中学校の二つの中学校があるが、両校ともに耐震補強の必要な校舎や老朽化が著しい校舎があり、校舎の改築が喫緊の課題となっている。平成 25 年 11 月には富山市八尾地域自治振興連合会から、将来的に生徒数の減少が見込まれ、このままでは適切な教育環境を確保することが困難となることが予想されることから、両校を統合し新たな教育環境を整備する旨の要望書（「八尾中学校と杉原中学校を統合した新たな中学校の早期建設について」）が提出されている。

このような中、本市教育委員会では、「八尾地域統合中学校整備事業に係る PFI 導入可能性調査」（平成 29 年 5 月）を実施し、八尾地域の老朽化の著しい八尾中学校と杉原中学校を統合して、地域のすべての子どもたちが通学しやすく、安心して学ぶことができる統合中学校を新たに整備することとした。

八尾地域統合中学校設計・建設・維持管理・運営事業（以下「本事業」という。）は、本施設を整備するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）を適用することにより効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。なお、本事業における施設整備のあり方についての骨格が示されている「八尾地域統合中学校整備事業基本計画」（平成 29 年 5 月策定）を踏まえた整備とするものである。

2 事業名称

八尾地域統合中学校設計・建設・維持管理・運営事業

3 事業実施場所

1) 事業用地

富山県富山市八尾町井田

2) 敷地面積

約 34,000 m²

4 事業概要

本事業は、統合中学校の設計・建設・維持管理・運営（宅地造成を含む。）及び既存中学校の解体・撤去を行うものであり、本事業で対象とする施設は、以下の①から③までに掲げるものとする。（以下、総称して「本施設等」という。）

- ① （仮称）八尾中学校（以下「本施設」という。）
- ② 八尾中学校
- ③ 杉原中学校

5 本施設の管理者の名称

富山市長 森 雅志

6 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

1) 設計業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査等）
- ② 設計業務
- ③ 電波障害調査業務
- ④ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ⑤ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2) 建設・工事監理業務

- ① 造成工事業務
- ② 建設業務
- ③ 什器・備品等設置業務
- ④ 工事監理業務
- ⑤ 八尾中学校及び杉原中学校の解体・撤去業務
- ⑥ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）
- ⑦ 電波障害対策業務
- ⑧ 所有権設定に係る業務
- ⑨ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備等保守管理業務
- ③ 外構等維持管理業務
- ④ 環境衛生・清掃業務
- ⑤ 警備保安業務
- ⑥ 修繕業務（※）
- ⑦ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官庁官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

4) 運営業務

- ① 給食調理業務
- ② その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

7 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が本施設の設計及び建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」

という。)に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式(BTO: Build Transfer Operate)により実施する。

8 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 49 年 3 月 31 日までとする。

9 事業スケジュール(予定)

事業スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

事業契約締結	平成 30 年 12 月
事業期間	事業契約締結日～平成 49 年 3 月 31 日
設計・建設期間	事業契約締結日～平成 34 年 1 月 31 日
開業準備期間	本施設引渡し日～平成 34 年 3 月 31 日
維持管理期間	本施設引渡し日～平成 49 年 3 月 31 日
運用開始日	平成 34 年 4 月 1 日
運営期間	運用開始日～平成 49 年 3 月 31 日
解体・撤去期間	平成 34 年 6 月 1 日～平成 34 年 12 月 28 日

10 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約 2 年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと(事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。)

ただし、経済合理性を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

11 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う(ただし、八尾中学校及び杉原中学校の解体・撤去業務のサービスの対価については、当該業務終了後に定期的に支払う。)。サービスの対価は、設計及び建設工事等業務の対価、維持管理及び運営業務の対価からなる。

12 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

① モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

- ② モニタリングの時期
本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理及び運営時の各段階において実施する。
- ③ モニタリングの方法
モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。
- ④ モニタリングの結果
モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

1 3 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

【法令・条例等】

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法
- ③ 道路法
- ④ 河川管理施設等構造令
- ⑤ 水防法
- ⑥ 消防法
- ⑦ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号）
- ⑧ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑩ 大気汚染防止法、悪臭防止法
- ⑪ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑫ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑬ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ⑭ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ⑮ フロン排出抑制法
- ⑯ 電気事業法
- ⑰ 騒音規制法、振動規制法
- ⑱ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑲ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ⑳ 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ㉑ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ㉒ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ㉓ 教育基本法
- ㉔ 学校教育法、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）

- ②⑤ 学校施設の確保に関する政令
- ②⑥ 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律
- ②⑦ 学校保健安全法
- ②⑧ 学校図書館法
- ②⑨ 学校給食法
- ③⑩ 条例
 - ・ 富山県建築基準法施行条例
 - ・ 富山県景観条例
 - ・ 富山市屋外広告物条例
 - ・ 富山県環境基本条例
 - ・ 富山県民福祉条例
 - ・ 富山県文化財保護条例
 - ・ 富山市景観まちづくり条例
 - ・ 富山市環境基本条例
 - ・ 富山市緑化推進条例
 - ・ 富山市水道事業給水条例
 - ・ 富山市下水道条例
 - ・ 富山市個人情報保護条例
 - ・ 富山市情報公開条例
 - ・ 富山市立学校設置条例
- ③⑪ その他関連法令、条例等

【要綱・基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（平成 28 年版、国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ② 建築物解体工事共通仕様書
- ③ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ④ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ⑤ 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成 18 年）
- ⑥ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）
- ⑦ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ⑧ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修、平成 27 年度版）
- ⑨ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修、平成 27 年度版）
- ⑩ 建築数量積算基準・同解説
- ⑪ 建築工事監理指針
- ⑫ 電気設備工事監理指針
- ⑬ 機械設備工事監理指針
- ⑭ 建築工事安全施工技術指針
- ⑮ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑯ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑰ 学校施設における天井等落下防止対策のための手引（文部科学省、平成 25 年 8 月）
- ⑱ 学校施設の新構造部材の耐震化ガイドブック（平成 27 年 3 月改訂版、文部科学省）
- ⑲ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
- ⑳ 富山市中高層建築物の建築に関する指導要綱
- ㉑ 富山市宅地開発に関する指導要綱
- ㉒ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ㉓ 富山市グリーン購入調達方針

- ②④ 富山市情報セキュリティポリシー
- ②⑤ 堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について（平成 6 年 5 月 31 日建設省河治発第 40 号 建設省河川局治水課長通達）
- ②⑥ 中学校設置基準及び中学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画部、平成 28 年 3 月）
- ②⑦ 学校給食衛生管理基準（文部科学省）
- ②⑧ 学校給食における食中毒防止の手引き
- ②⑨ 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ③⑩ 富山市学校給食衛生管理マニュアル
- ③⑪ 学校における食物アレルギー対応マニュアル（富山市）
- ③⑫ 学校図書館施設基準
- ③⑬ 学校環境衛生基準
- ③⑭ 建築保全業務共通仕様書（平成 25 年版、国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ③⑮ 昇降機の適切な維持管理に関する指針
- ③⑯ 給水装置工事施工基準
- ③⑰ 富山市排水設備工事施工指針
- ③⑱ その他関連要綱及び各種基準

第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として入札参加グループに位置付け、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、基本協定の締結後に、代表企業及び構成企業の出資により、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮契約締結時まで設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- ④ 代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
- ⑤ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑥ 本市は、本市内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループ又は協力企業として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

2 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、本市の入札参加資格者名簿に登録されており、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者）は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

- ① 設計業務を行う者
設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が満たし、b の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。
 - a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - b. 平成 15 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 3,000 m²以上の官公庁が発注した小中学校（新築、増築または改築）の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。
- ② 建設業務を行う者
建設業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。また、主たる営業所の所在地が富山市内にある企業を少なくとも 1 社含めること。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
 - b. 平成 15 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 1,000 m²以上の官公庁が発注した小中学校の建築一式工事（新築、増築または改築）を元請（共同企業体にあつては代表者に限る。）で施工した実績（竣工したものに限る。）を有していること。
- ③ 工事監理業務を行う者
- 工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が満たし、b の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。
- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
 - b. 平成 15 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 1,000 m²以上の官公庁が発注した小中学校（新築、増築または改築）の工事監理実績を有していること。
- ④ 維持管理業務を行う者
- 維持管理業務を行う者は、以下に示す全ての要件を満たさなければならない。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件は、それぞれ少なくとも 1 社が該当すること。
- a. 富山市内に本店・支店または営業所等を設置していること。
 - b. 平成 15 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、公共施設又はオフィスビル等の維持管理業務の実績を有していること。
- ⑤ 運営業務を行う者
- 運営業務を行う者は、以下に示す全ての要件を満たさなければならない。なお、運営業務を複数の運営企業で実施することは認めない。
- a. 平成 15 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、学校給食センター又は調理施設を有する小中学校において、集団給食業務の実績を有していること。
 - b. 学校給食センター等の集団調理施設での調理業務の経験が 2 年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。
 - c. 過去 5 年以内に食中毒などの事故を起こしたことがないこと。ただし、事故を起こした場合でも、事故後の対応や改善策が適正になされたことを確認できた場合は除く。

3 入札参加者及び協力企業の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始

- の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑤ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
 - ⑥ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
 - ⑦ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
 - ⑧ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止等の措置を受けた者。
 - ⑨ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
 - ⑩ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
 - ・ 栄光測量設計株式会社
 - ⑪ 第 6 の 1 に記載の事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
 - ⑫ 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納している者。
 - ⑬ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加している者。ただし、市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
 - ⑭ 富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

4 SPC の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を設立すること。SPC は富山市内に設立すること。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

5 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

6 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

第4 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	内 容
平成 30 年 4 月 2 日	入札公告、入札説明書等の公表
平成 30 年 4 月 6 日	入札説明書等に関する説明会の開催
平成 30 年 4 月 16 日	入札説明書等に関する第 1 回質問受付締切
平成 30 年 5 月上旬	入札説明書等に関する第 1 回質問・回答の公表
平成 30 年 5 月 21 日	入札説明書等に関する第 2 回質問受付締切
平成 30 年 6 月中旬	入札説明書等に関する第 2 回質問・回答の公表
平成 30 年 6 月 22 日	参加表明書、入札参加資格審査書類の受付締切
平成 30 年 7 月 27 日	入札書類審査に関する書類の受付締切
平成 30 年 9 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 30 年 10 月中旬	基本協定の締結
平成 30 年 11 月中旬	仮契約の締結
平成 30 年 12 月下旬	市議会の議決

第5 入札手続等

1 担当窓口

入札手続きについての本市の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

富山市教育委員会事務局 統合校整備等推進室
住 所：〒930-8510 富山県富山市新桜町 7 番 38 号
電 話：076-443-2241
FAX：076-443-2194
E-mail：togoko-01@city.toyama.lg.jp
なお、入札説明書等の内容について電話での直接回答は行わない。

2 入札に関する手続

(1) 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成 30 年 4 月 2 日（月）に、本事業の調達に係る入札公告を行い、併せて入札説明書等を市ホームページ上で公表している。

（市ホームページアドレス <http://www.city.toyama.toyama.jp/index.html>）

(2) 入札説明書等に関する説明会等

本市は、本事業への参加を予定している者に対し、入札説明書等に関する説明会、八尾中学校及び杉原中学校現地説明会を以下のとおり実施する。なお、参加希望者は、説明会等参加申込書（様式集及び作成要領「その他」様式 4-1）に必要事項を記載の上、担当窓口にて E メールにより提出すること。

① 入札説明会

日 時：平成 30 年 4 月 6 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
会 場：八尾コミュニティセンター ホール

② 事業予定地現地説明会

日 時：平成 30 年 4 月 6 日（金）午後 3 時 15 分から午後 4 時まで
会 場：事業予定地

③ 八尾中学校現地説明会

日 時：平成 30 年 4 月 26 日（木）午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで
会 場：八尾中学校

④ 杉原中学校現地説明会

日 時：平成 30 年 4 月 26 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
会 場：杉原中学校

(3) 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に担当窓口にて連絡すること。

① 閲覧期間：平成 30 年 4 月 3 日（火）～平成 30 年 7 月 20 日（金）

（閉庁日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

② 閲覧場所：担当窓口

- ③ 資料の貸出：CD にて貸出す。希望者は、閲覧資料貸出申込書兼誓約書（様式集及び作成要領「その他」様式 4-2）を提出すること。

（４）入札説明書等に関する第 1 回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：4 月 2 日（月）から 4 月 16 日（月）午後 5 時まで
② 受付方法：入札説明書等に関する質問書（様式集及び作成要領「その他」様式 4-3）に記入の上、担当窓口に原則として E メールにより提出すること。
③ 回 答：平成 30 年 5 月上旬に市ホームページにおいて公表する予定である。

（５）入札説明書等に関する第 2 回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：第 1 回質問への回答の日から 5 月 21 日（月）午後 5 時まで
② 受付方法：入札説明書等に関する質問書（様式集及び作成要領「その他」様式 4-3）に記入の上、担当窓口に原則として E メールにより提出すること。
③ 回 答：平成 30 年 6 月中旬に市ホームページにおいて公表する予定である。

（６）参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査書類を以下の期間に提出すること。参加表明書及び入札参加資格審査書類の提出を行った者に受付番号（記号）を通知する。

- ① 受付期間：平成 30 年 6 月 18 日（月）～平成 30 年 6 月 22 日（金）
（閉庁日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）
② 提出場所：担当窓口
③ 提出方法：持参すること。
④ 提出書類：様式集及び作成要領「参加表明書、入札参加資格審査に関する提出書類」（「第 9 提出書類」を参照）
⑤ 提出部数：1 部を提出すること。

（７）入札書類審査に関する書類の受付期間、場所及び方法

入札書類審査に関する提出書類を提出する入札参加者は、関係する書類を以下の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

- ① 受付期間：平成 30 年 7 月 23 日（月）～平成 30 年 7 月 27 日（金）
（閉庁日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）
② 提出場所：担当窓口
③ 提出方法：持参すること。
④ 提出書類：様式集及び作成要領「入札書類審査」（「第 9 提出書類」を参照）
⑤ 提出部数：「第 9 提出書類」を参照

なお、入札を辞退する者は、入札辞退届（様式集及び作成要領「入札参加資格審査」様式 3-1）を、平成 30 年 7 月 20 日（金）までに、担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

(8) 入札の手順

- ① 提出された入札参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ② 入札参加資格審査書類が全て揃っている入札参加者の入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ③ ①、②の参加資格を確認し、審査結果を書面により平成 30 年 7 月 4 日（水）までに随時郵送する。
- ④ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された入札書類審査に関する書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ⑤ 入札書類審査に関する提出書類が全て揃っている入札参加者の提出書類について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- ⑥ 審査された入札参加者の入札書（様式集及び作成要領「入札書類審査に関する提出書類」様式 A-3）を開札する。開札は、入札参加者の立会いの上行うものとする。
 - a. 開札日時：平成 30 年 9 月中旬（予定）
 - b. 開札場所：決定後、入札参加者に連絡する
- ⑦ 入札書に記載する入札金額は、消費税等抜きの金額を記載する。入札金額が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2 回目）は行わない。
- ⑧ 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- ⑨ 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、富山市八尾地域統合中学校設計・建設・維持管理・運営事業事業者選定委員会設置要綱に規定する選定委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
- ⑩ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、平成 30 年 9 月下旬までに決定通知を行う。

(9) ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、平成 30 年 9 月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

3 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権の利用等

入札参加者が提出した提案書に関する著作権は、入札参加者に帰属するが、PFI法第11条の客観的評価を目的に本市が利用するものとする。本市は客観的評価の目的以外には利用しない。ただし、落札者として決定された入札参加者の提案内容は、全部又は一部を必要に応じて複製、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正ができるものとする。

(6) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。
なお、審査後、提出書類のうち、落札者以外の提案書は返却するものとする。

(8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- ② 事業名及び入札金額のない入札書類
- ③ 入札参加者の記名及び押印のない又は判然としない入札書類
- ④ 事業名に誤りのある入札書類
- ⑤ 入札金額の記載が不明確な入札書類
- ⑥ 入札金額を訂正した入札書類
- ⑦ 虚偽の記載がある入札書類
- ⑧ 1つの入札について同一の者がした2つ以上の入札書類
- ⑨ 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- ⑫ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した入札書類

(10) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

4 入札予定価格

事業契約書に定める「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」と「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」からなるサービスの対価の予定価格は、本市から一括で支払われる予定の一時支払金を含め、5,408,444 千円（消費税等相当額を除く。）とする。

第6 入札書類の審査

1 事業者選定委員会

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

（敬称略）

	氏名	所属
委員長	長尾 治明	富山国際大学 現代社会学部 教授
副委員長	川崎 寧史	金沢工業大学 環境・建築学部建築系 建築デザイン学科 教授
委員	神川 康子	富山大学 理事・副学長
委員	今本 雅祥	富山市副市長
委員	宮口 克志	富山市教育長

2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本市が落札者を決定する。

3 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

（1）落札者の決定

本市は、優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。

（2）落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

(1) 事業予定地の前提条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、以下のとおりである。

建設計画地	富山県富山市八尾町井田
敷地面積	約 34,000 m ² うち、本施設の敷地面積 : 約 32,700 m ²
用途地域	都市計画区域内白地地域（非線引き）
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域	指定なし
接続道路	東側：No.73-4（市道杉原橋下井田新線（幅員約 8m）） 南側～東側：No.73-80（市道井田川西井田線（幅員約 4～2m））
給水	八尾コミュニティセンターへは、市道杉原橋下井田新線本管（φ 150mm）より φ 100mm で取水
排水	汚水排水：市道井田川西井田線（φ 200mm）及び八尾コミュニティセンター駐車場公衆便所前（φ 150mm）に既存污水管あり 雨水排水：事業予定地東側及び西側に既存排水路があり、そこを經由し井田川へ放流
その他	井田川浸水想定区域 浸水深 0.5m 未満（既存駐車場除く）

(2) 八尾中学校及び杉原中学校の概要

八尾中学校及び杉原中学校の概要は、以下のとおりである。

項目	八尾中学校	杉原中学校
位置	富山市八尾町福島 250 番地	富山市八尾町大杉 84 番地
敷地面積	31,085 m ²	24,447 m ²
屋外運動場面積	16,079 m ²	16,530 m ²
校舎面積 (構造・階数)	6,263 m ² (RC 造、S 造・3 階建)	4,505 m ² (S 造・3 階建)
体育館面積 (構造・階数)	1,928 m ² (RC 造・2 階建)	893 m ² (S 造・2 階建)
武道場 (構造・階数)	790 m ² (RC 造・2 階建)	120 m ² (S 造・2 階建※体育館と一体)

2 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件

施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件は、第 2 の 6 事業範囲で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

3 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理、維持管理及び運営業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本市は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が発生させた一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4 資金計画・事業収支計画に関する条件

- ① 割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、その支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とする。
なお、提案提出時に使用する基準金利は1.4%とすること。
- ② 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る一時支払金は、国庫支出金（公立学校施設整備費国庫負担金、学校施設環境改善交付金等）、地方債をもって充てる予定であり、以下の金額を、提案書の提出時の一時支払金として想定すること。

一時支払金の支払時期	一時支払金の金額	備考
平成 34 年 3 月支払分	2,908,244 千円	本施設の設計・建設・工事監理業務
平成 35 年 1 月支払分	484,364 千円	既存中学校の解体・撤去工事業務

※いずれも消費税等相当額を除く

なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の金額変更があった場合、事業者に発生するコスト（融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等）は本市の負担とする。

- ③ 提案書の提出時に使用する消費税率は8%とすること。

5 本市の費用負担

以下の費用については、本市が費用負担するものとする。

- ① 光熱水費（維持管理及び運営期間中）
- ② 電話料金等（インターネット通信費を含むが、事業者側に発生する費用を除く。）
- ③ 大規模修繕費
- ④ モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

6 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約約款(案)別紙2に基づく。

7 保険

事業契約約款(案)別紙 3 に基づく。

8 サービスの対価

事業契約約款(案)別紙 4 及び別紙 5 に基づく。

9 土地の使用

本事業の事業用地は本市の市有地であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市が所有する事業用地を無償で 사용할ことができる。

10 本市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がその全て又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

11 財務書類の提出

事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類（決算報告書及び監査報告書等）を作成し、毎会計年度の最終日から起算して 3 ヶ月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。

第8 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 契約の条件

落札者と本市は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC 設立後、速やかに仮契約の締結を行う。また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により、富山市議会の議決を要するので、当該仮契約は、事業契約の締結について富山市議会の議決を得たとき、本契約とする。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 契約の解除

落札者決定後、事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第3の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結しないことがあり、又は仮契約を締結しているときはこれを解除することがある。

2 契約の枠組み

(1) 対象者

SPC

(2) 締結時期及び事業期間

仮 契 約：平成30年11月中旬

市議会の議決：平成30年12月下旬

事 業 期 間：事業契約締結日から平成49年3月31日まで

(3) 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書（案）によるものとし、事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書（案）に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。

4 契約保証金

事業契約約款(案)第34条及び第56条に基づくものとする。

5 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。また、本市の事前の承諾がある場合を除き、入札参加者等が保有するSPCの株式を譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。なお、株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

第9 提出書類

提出書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集及び作成要領を参照のこと。

(1) 入札参加資格審査

○ 参加表明書		提出部数
・ 参加表明書	(様式 1-1)	1 部
○ 入札参加資格審査に関する提出書類		1 部
・ 資格審査申請書	(様式 2-1)	
・ 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-2)	
・ 建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-3)	
・ 工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-4)	
・ 維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-5)	
・ 運營業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-6)	
・ 入札参加グループ構成表及び役割分担表	(様式 2-7)	
・ 委任状（構成企業→代表企業）	(様式 2-8)	
・ 委任状（代表企業用）	(様式 2-9)	
・ 事業実施体制	(様式 2-10)	
・ 会社概要書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)	
・ 定款（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)	
・ 決算報告書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近 3 ヶ年）	(書式自由)	
・ 登記簿謄本（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	(書式自由)	
・ 納税証明書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)	
○ その他		1 部
・ 入札辞退届（辞退する場合のみ）	(様式 3-1)	

(2) 入札書類審査

○ 入札書類審査に関する提出書類		提出部数
・ 入札書類審査に関する提出書類提出書	(様式 A-1)	正 1 部・副 1 部
・ 入札参加グループ構成表	(様式 A-2)	
・ 入札書	(様式 A-3)	正 1 部
・ 入札価格計算書	(様式 A-4)	※封書
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)	正 1 部・副 1 部
○ 提案書		正 1 部・副 13 部
・ 事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～3)	
・ 設計業務に関する事項	(様式 C-1～5)	
・ 建設・工事管理業務に関する事項	(様式 D-1～2)	
・ 維持管理業務に関する事項	(様式 E-1～7)	
・ 運営業務に関する事項	(様式 F-1)	
・ 入札者独自の提案に関する事項	(様式 G-1～2)	
・ 計画図面等提案書類	(様式 H-1～26)	
・ 事業収支等提案書類	(様式 I-1～2)	
・ 提案価格等提案書類	(様式 J-1～3)	
・ 事業スケジュール	(様式 K-1)	
○ 基礎審査項目チェックシート	(様式 L-1)	

(3) その他

○ その他		提出部数
・ 説明会等参加申込書	(様式 4-1)	1 部
・ 閲覧資料貸出申込書兼誓約書	(様式 4-2)	1 部
・ 入札説明書等に関する質問書	(様式 4-3)	1 部

第10 その他

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、以下の措置をとることとする。なお、詳細については事業契約書(案)に示すとおりである。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
- ③ 前2号により事業契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ② 前号により事業契約が解約された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。

2 金融機関と本市の協議（直接協定）

本事業が適正に遂行されるよう、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本市とで協議し、一定の重要事項について、直接協定を締結することがある。